

# ケア活動のコミュニケーション論的検討

## —教育活動との対比から—

岡田敬司

### 1 問題の所在

子どもの養育や患者の看護などは典型的なケア活動とみなされている。一般に、弱き者に配慮しながら、その生の充実を助ける営みをケア活動と呼んでおり、その人間的、道徳的価値は疑問の余地がないものと考えられている。

養育の場合でも看護の場合でも、ケアされる者とケアする者のコミュニケーション能力が著しく非対称、不対等であることに注目しよう。極端な場合であるが、脳血管障害によってほぼ植物状態になった患者とその家族介護者のコミュニケーションを考えてみよう。

患者の意思表示能力は極めて低い。いや、表現能力以前に、意思を形づくる能力そのものが低下しているかも知れない。それでも介護する者は、患者のちょっとした表情のゆるみを見て、「あ、お母ちゃん、気持ちいいんでよろこんではるわ」と解釈する。発話能力さえも失った患者の表現能力全般の低下に較べて、介護者の敏感かつ大胆な解釈能力に感心させられる。それでなかったら、意思疎通ができないので（ひいては介護ケアができないので）、生活維持の必要から解釈能力が増強されてきたと考えると納得できることである。結果として、そこには著しく不対等な能力の者の間のコミュニケーションが出現しているのである。

このこと自体はどうということはない。著しく低下した表現能力を、増強された解釈能力が補っている。見事なバランスである。

問題は、はたしてこれは本当にバランスがとれているのだろうか、それとも、解釈者が一人よがり、うまく解釈できたので、当然患者の思いとバランスがとれたはずだ、と思い込んでいるだけ（患者の側は不満の意思表示の能力が不足しているから、賛同しているとみなされてしまう）なのだろうか、というところにある。

### 2 二重拘束

ベイトソンはかつて『精神の生態学』の中で、精神の病をもつとされる子どもとその母親とのコミュニケーションを記述、分析して、見事に今述べた後者の危険性を指摘した。<sup>①</sup> 概略は次のようである。

- ① 統合失調の急性症状から回復して、精神病院にいる息子のところに、母親が面会に来る。
- ② 息子は母親を見てうれしくて、手を衝動的に母の肩に置く。
- ③ それを見た母親はなぜか顔も身体もこわばらせる。
- ④ それに気づいた息子は手をひっこめる。
- ⑤ それを見た母親は「なぜお前はそう簡単に動揺するんだい？お前は自分の気持ちに正直にふるまわなければいけないよ」と言う。
- ⑥ それを聞いた息子は、何がなんだかわからなくなって、母が帰った後助手を攻撃してあばれだし、罰として水槽につけられてしまう。

⑤の母親の言語表現が問題である。二重拘束と名付けられた状況が生起し、⑥のような破壊的作用をもたらすからである。

⑤の言明が状況定義になっていることに注目しよう。対等な認識能力をもつ者同士のコミュニケーションであれば、普通は両者のそれぞれの側の状況解釈のすり合わせとしての状況定義が成立する。しかし、この母子の間には息子の母親に対する依存性があるので、母親の一方的な（事実と反する）解釈がまかり通ってしまい、息子はそれに対する不満を論理立てて述べることができず、現実の不条理に心の統合性が破綻してしまうのである。

ベイトソンの考えでは、このような事態を避けるには、息子が母親の言明に抗して自身の解釈能力を行使し、表現能力を行使しさえすればよかったのである。息子の怒りは、その意欲が十分にあったことを示して

いる。ただそれを理性的に言明する解釈と表現の能力がそして何よりも自信が足りなかったのである。

これは母親の権力行使と言ってよからう。なぜなら、権力とは相手の意思に反してその服従を引き出す能力のことだからである。息子は結果として、意思に反して母親に服従するはめになったのである。

### 3 二重拘束とケアの比較

二重拘束の場合とケアの場合とを比較してみよう。

(1)、両方とも、不対等な能力の間のコミュニケーションである。

(2)、二重拘束では権力が行使されているが、ケアでは権力は行使されていない。つまり、ケアではケアされる側の反対意思に反して何かがなされるということはない。

(3)、ケアは相手の生活の何らかの充実のためになされるが、二重拘束を含めて権力行使は一般に権力を行使する者の意欲を通すためになされる。

解釈や表現といったコミュニケーション能力が不対等であり、行為者の側が高く受け手の側が低い。この結果として、ケアや権力行使などの対人行為は、行為者の意図する方向に向かう可能性が高く、それゆえ、対人行為の質のよしあしは行為者の意図のよしあしに連動するのである。

ただし、このことは、対人行為の諸問題が全て道徳問題に還元される、ということの意味するものではない。最大の違いは、道徳が、カントが言うように「為すべきであるが故に、為し能う（のでなければならない）」<sup>22</sup> という規範優位の原則に立つのに対し、対人行為一般は「効果があるように為す」が原則である。つまり実効性優位の原則に立っている。その行為が善きものか否かは、場合によるのである。

われわれとしては、善きものであり、かつ実効性のあるケア行為のあり方を探らなければならないから、規範研究と経験的研究の両方が必要となる。ここで規範研究と知っているのは第一義的には論理的に探究されるものを指しているが、最終的には「正しく」かつ「効果のある」ケアのあり方を求めて、経験的研究にもふみこむことになる。注意すべきは、正しいケア行為と、効果あるケア行為とを通分するものさしが、不在だということである。こうした条件下で「善き、

実効ある」ケアのあり方を探るのが、われわれの任務である。

第一は「悪しき権力行使」の排除である。「悪しき」の中味であるが、受け手の意思を尊重しないものであること、受け手の生活の充実に寄与しないものであること、の2つが先ず挙げられよう。これを排除することは即ち、受け手の意思を尊重し、その充実に寄与するということである。「意思を尊重する」は大部分、論理的な推論で探究できるだろうし、「生活の充実に寄与する」は大部分が経験的探究に委ねられるだろう。

「相手の意思を尊重する」については、近代個人主義の価値観に立てば、ほぼ自明の原則なので、多言を要しないが、二、三、これにからんだ難問を検討しておこう。

### 4 教育的かかわり（パートナーリズム）の問題

一つに、教育的かかわりと称する、相手の「意思の侵害」の仕方の問題がある。パートナーリズムと呼ばれるこのかかわり方は同時に「相手の生活の充実に寄与する」かのごとき外見や言明を伴うので、ケアのかかわり方の二つの原則の隘路をついていて、あたかも二つの原則が相互背反関係にあるかのように問題が現れるのである。

教育的かかわりというのは、子どもにとって最善の選択を本人に代わってしてやるというものである。それが正当化されるのは、子どもが未だに判断力が未熟で、真に自分の生の充実につながる行為選択が何であるか分からず、とりあえず、今の目先の安楽につながる方を選んでしまうからである。この場合、将来、子どもの生の充実に関わってくるのは、たいていの場合、現在のいくらかの労苦を伴う行為の方だと考えられており、大人が、本人の意思に反してでも、この選択を子どもに強要するのが、教育的かかわりなのである。

このパートナーリズムとしての教育的かかわりにおいて自明視されているのは、子どもの無能と大人の全能あるいは無謬性である。当然ながら、これらは誇張判断、誇張表現であって、有能、無能は相対的に言えるにすぎない。

もう一点、自明視されているものの、その正否があやしいものに、「将来の生活の充実に寄与する」がある。論理上は確かに「目先の快を放棄して将来のより大き

な充実（快）に備える」訓練がなされるのだから、がまんの仕方を覚え、多少なりとも社会適応の可能性を増すことになる。将来の充実へとつながることが期待できるわけである。しかし、これは現在の時間の充実を犠牲にして将来の時間の充実を得ようとするもので、その差し引きの損得かんじょうが黒字である保証はない。

この点についてのみ比較すれば、ケアのかかわりの教育的かかわりに対する優位は明らかである、ケアは、相手の現在を快適で充実したものにしようとする。むしろ、それが将来の時間を大きく害することがわかっている場合は、当のケア活動は避けられるが、将来の考慮はあくまで近未来を見通すにとどまり、第一義的目標は、現在の充実なのである。これらが損得かんじょうを黒字にすることは明らかである。相手の現在を充実させるためには、当人の意思意向の尊重は不可欠である。教育的かかわりでは、将来のために理由に、これを尊重しないことも認められるのである。

さて、ケアのかかわりは現在の充実を目指すゆえに、将来の充実を目指す教育的かかわりよりも確実に充実を実現できたのであるが、それが将来の充実の無視という代償を払ってはいないかを確認しておく必要がある。教育的かかわりの側からすれば、将来の充実の確保こそ自己正当化の根拠であるから、両者を比較するのであれば、重要な点である。

ケアのかかわりは将来よりも現在を優先する。将来の充実を度外視するのではないにしても、「深く考えない」ことは確かであろう。これに対して、教育的かかわりは将来の充実を考慮にいれていることが、その正当性の根拠の全てである。

問題は、教育的かかわりの携えている将来の見通しが、どの程度、確実と言えるかである。社会構造や経済活動の形が不動である場合、（例えば、未開の部族社会、レヴィ＝ストロスの言う「冷たい社会」を考えよ）大人は自分達や先人の経験してきたことと同じことを、子ども達もやるだろうと予測できる。子どもたちの未来時間の充実も、かなりの程度、計画できる。それが当たることが期待できる。

しかし、現在のような変動社会においては事情は一変する。「熱い社会」では、変動は常態化しており、社会学や経済学が予測を立てるものの、その射程は長くない。現在と「違う」社会、経済構造は本質的に予

知困難である。現在手に入る資料、データ類は、現在の社会経済構造の根幹がゆるがない範囲でしか有効使用できないからである。その閾値を超えて変動した社会を読むのは、又、別の資料、データ類によってなのである。

この閾値付近で資料を読まざるを得ない現状では、「未来社会で重要になる能力」のたぐいも、現在の微修正でしかない社会構造が必要とするものである。不変に近い要素だけが予測があたるが、これは本稿でも述べた「がまんする」能力の類である。充足の先のばしはある程度、現在から近未来社会にかけての不変項と言えよう。しかし、この安定項も、たとえば現在社会で、たえず景気をよくするために、市民は将来のために蓄えるのではなく、借りてでも使うことを奨励されることに見られるように、現在優先の気配が強くなってきているのである。ともあれ、将来の予測と見通しは、教育とケアの両方のかかわりにとって、その正当性の根幹にかかわってくる。道徳的価値判断と、科学的事実判断が不可分からんでくるのである。

話を戻そう。解釈能力と表現能力において、コミュニケーション両当事者の間に著しい差があるとき、発話及び聴きとりは権力を伴うようになる。即ち、相手に服従を強いるようになり、状況定義は両者の定義の調整によるのではなく、強者、高能力者の一方的定義の押しつけとなる。

教育的かかわりの場合、この押しつけが、「子どもの将来のために思って」なされたことが強調される。現在の子どもの意味選択及び行為選択が本人の意思によってではなく、他者たる教師や親の意思によって決定される。この決定は、子どもの将来にかんがみて「正しい」ものであり、子ども本人が何が正しいかを判断する力がないから、これに代わってやったことなのである。自律的行為を行う自由を失ったことなど、小さなことだというわけである。多少の不自由や苦痛にあっても耐えしのび、将来の利益を確かなものにしようというわけである。この場合、コミュニケーション能力の不対等こそが、教育的かかわりを可能にする。ケアのかかわりについても同様である。（受け手はこの場合、不満を感じることはないのだが。）

既に述べたように、「相手のために思って」当人の意思を侵害することが、当人の将来の達成から見て「正しかった」か否かは、両方あることは確かである。こ

の意味で「教育的配慮」からの権力行使はカケでしかない。そのような不確実な読みを、「教育愛」の美名の下に、永遠の真理であるかのように相手に押しつけるのは誤りだと言うべきであろう。多少の「当り」のケースがあったとしても、「はずれ」の場合のダメージが大きすぎる以上、そう判断せざるを得ないのである。この領域では科学的判断が十分に機能しないので、道徳的判断が事実予測を包含せざるをえないのである。

## 5 理想的発話状況について

最後に、ハーバーマスの一般的言明：「対称コミュニケーション（相互的コミュニケーション）は健全であるが、非対称コミュニケーション（一方的コミュニケーション）は不健全である」を検討しておこう。<sup>(3)</sup>

対称型と非対称型を比較するのは、両項が共に理念型であって、現実のコミュニケーションの全てを一意的にどちらかに配分決定することは不可能だからである。対称的とか非対称的とかは蓋然的に言えるにすぎない。しかし、非対称コミュニケーションが不健全であると、たとえ蓋然的にであっても言えたとする、と「教育的かわり」の「教育愛」はまやかしであり、それは不健全な結果をもたらす、と蓋然的に言えることになる。もしそうであれば、「相手のためを思っただけの主意の侵害」は教育規範逸脱行為と判定されることになるだろう。規範の根拠は蓋然的真理で充分である。

「理想的発話状況」とは次のようなものである。それは、現実の様々な制約によって実現できていないけれども、自分達の行為規範を自分達で対話的に決定あるいは修正できるような自由な状況のことであって、そこでは全ての参加者が納得してこの規範に同意できるのである。簡単に言えば、一切の強制なしに、全員一致の決定ができるような状況である。

そのような、自由でありながら合意ができる状況に近づくためには、全員のコミュニケーション能力が原則的に対等でなくてはならない、というのがハーバーマスの考えである。これはわれわれが先に検討したケアする者とケアされる者の間のコミュニケーションとは、ずい分とちがうもので、ハーバーマスはこのケアの不对等コミュニケーションをも、権力のコミュニケーションと十把一からげにして否定してしまうのだ

ろうか。これは治療的コミュニケーションと呼ぶものをハーバーマスがいかにかに評価しているかをみれば、明らかになる。結論的に言えば、不对等なコミュニケーション能力者の間の対話でも、誠実で人格と真理への尊敬の原則が生きた権力行使がなされるならば、それは悪しき力とは明確に区別できるケアのコミュニケーションとみなせよう。

問題は人格への尊敬と真理、正義への尊敬が背反するような事態にいかに対処するかである。

思考実験として次の状況を考えてみよう。沈没船から逃れてきた致命ボートが荷重超過のために沈みかかっている。ボートの人々の内わけは子ども2人とその両親、船員1人および単身の老人1人である。船員はリーダーとして、老人をボートから追い出して、ボートの転覆を避ける決定をした。この判断は正しいかどうか。

また、別の可能性として、同じ状況で、船員は老人ではなく、自分自身が海にとびこむ決心をした。この判断は正しいかどうか。

第1の状況と第2の状況とでは、犠牲になるのが孤独な老人か、あるいは決定者自身であるかが異なっている。第1の状況では、延命（救命）効率第一になされた判断であり、効率計算に基く「真理」尊重はあるが、人格への、あるいは正義への尊重は一切ない。

第2の状況では、延命効率の計算は度外視して、自死を解決策として選んでいる。「真理（効率）」尊重はないが、人格尊重を貫いた上での苦肉の策である。

このように、効率尊重と人格尊重とが背反する事態はわれわれの身の回りにいくらかでも存在する。当事者たちが、どのような価値観の文化で生きているかによって、どちらになるかが決まるだろうが、われわれは普通であれば、第2の人格尊重の判断を正しいとするだろう。

もしボートの上に理想的発話状況が実現したら、いかなる判断が下されるか。もちろん、時間の制約が大きいので、自由な議論を尽くす、というのは不可能であるが、あくまで可能だとした思考実験である。

おそらく、誰かが海に飛び込んでの自死を決意しなければならないことには変わりはないにしても、他人や状況に一方的に強いられる自死ではなく、「納得ずくの」あるいは、「覚悟の」自死を選べるのではないだろうか。犠牲者が出ることは避けられないにしても、

その人の自律的判断がなされた、という意味で「人格尊重」がなされたと言えるのではなからうか。犠牲者となるのが誰であっても、その人は強いられるのではなく、自ら他者のための自己犠牲を選んだ英雄なのであり、1、2の両状況よりも事態はましといえるのではなからうか。こうした意味においても、理想的発話状況は価値あるものだといえるのである。

この理想的状況はいかにして実現できるか。会話集団のメンバーの間の表現能力の差異や解釈能力の差異の存在は避け難い。大人同士であってもだが、幼い者や老人、病人が混じっている場合にはなおさらである。

理想的発話状況を実現するためには、弱者の表現と判断がその他の強者によって尊重されねばならない。こうした補正を行った上で、強者の判断も尊重されねばならない。その際の判断と表現が、他者の自由を侵害するものであってはならない。つまり威圧的であってはならない。このバランスを実現してはじめて理想的発話状況も生じるわけであるから、道徳、正義の実現と技術的問題とは不可分なのだといわねばならない。質判断が量判断に依存しているのである。

ところで、今言及している対称コミュニケーションと非対称コミュニケーションとの関係について、ハーバースマスよりもより厳密な普遍主義の立場に立つアーベルが、ヨナスの責任原理の思想の影響を受けて、非対称コミュニケーション、たとえば配慮の道徳的感情に発するかかわりなどの価値を認めて「共同責任」論を唱えている。<sup>(4)</sup>

この共同というのは、強い者と弱い者の共同と、対等な言語能力者間の共同との二重の共同を意味する。根本的な根拠付けは対称コミュニケーションがになるのだが、それを発動させる契機としては「圧倒的に非力な存在からの呼びかけ」が重要なのではないかというのである。説得力のある議論だと思われる。対称的な者の間のコミュニケーションは他者なしの独語に陥りかねないので<sup>(5)</sup>、現実的で力のあるコミュニケーションのためにはどうしても非対称の他者の呼びかけが必要なように思えるからである。この非力な存在からの呼びかけは二重の意味で弱者の真の意思を表している。一つはまさにそれが非力にもかかわらず感知され、存在承認が為されているという意味で、もう一つは、二者の呼応が最大限のバランス形成の方向に向かっているという意味で。

アーベルの修正意見そのままであるが、対称コミュニケーションと非対称コミュニケーションの双方に欠くべからざる存在意義がある。もちろん、この場合の非対称コミュニケーションは弱者への配慮を本質とするものを指しており、決して弱者を支配、抑圧するコミュニケーションを指しているのではない。

強き者の配慮は当為義務としてあるよりは、弱き者の呼びかけ、声なき声に喚起される反応力、呼応力としてある。つまり、理性力を排除するものではないが、何よりもまず情動的能力としてある。あまりにも常識的であるが、言語能力に基礎を置く理性は、討議による善悪判断の根拠付けを可能にし、感性の呼びかける能力と応じる能力は先の理性能力の発動を促すのである。対称コミュニケーションは理性能力を本質とし、非対称コミュニケーションは感性能力を本質とするのである。

## 6 想定対称コミュニケーション（実行された理想的発話状況）の働きについて

想定対称コミュニケーションは事実的对等コミュニケーションを出現させることがある。例えば、非指示的教育において、子どもの主体性が育ってきたときなどはその格好の事例である。

ケアのコミュニケーションは相手に人間性の存在を認める点で、根源的な想定対称コミュニケーションである。しかし事実的对称コミュニケーションの出現には至らず想定状態が維持されることがほとんどである。つまり、相手の人間性が事実化あるいは顕在化することはまれである。

想定対称コミュニケーションが多用されるケアと教育について、ケア活動ではそれが現実化し、事実的对称コミュニケーションになることは強くは期待せず、むしろ権利上の、あるいは心理上の対等性が主観的に存在すればよしとされる。

他方、教育活動では教育規範が対称性の現実化を命じることが多い。近代教育では、子どもを大人化するために想定対称コミュニケーションは用いられるのであって、教育者の心の安寧のためではないのである。

以上で述べたのは、想定された対称的状态の働きであった。教育では多くの場合、非対称コミュニケーションがそのものとして価値あるのではなく、あくまでも

道具的な意味において価値ありとされるに過ぎない。他方のケア活動においては、対称コミュニケーションに至らない非対称コミュニケーションの価値が認められているようである。想定された対称性は事実性へと転化するから価値があるのではなく、そのものとして、つまり、反事実的理念を生きることを可能ならしめるからこそ、価値ありとされるのである。

## 7 触発する他者は弱者なのか異文化人なのか

はじめにモスコヴィツシの少数派影響の理論を参照してみる。<sup>6)</sup> 少数派影響の理論の要点は、迎合的追従行動を引き出すのが多数派影響あるいは強者の影響であり、自主的追従を引き出すのが少数派影響あるいは弱者の影響だとしたことにある。換言すれば、判断力が影響を受けなくて維持されるのが多数派影響であり、逆に判断力が影響をこうむってしまうのが少数派影響だということである。後者においてのみ、深層に影響が及んでいるのである。

触発する他者に相当するのが少数派あるいは弱者だと思われるが、「触発する」ことの中身を確定しておくことが必要である。触発するとは、A という作用体が B という作用体に近接して存在することで B 固有の作用の発現を促すことだと定義しよう。この B の固有の作用は単独では発現しにくいということが前提である。A が弱者だとすると、当初は B の作用は相互作用として A に反応することだが、後には一般化して「弱者一般に配慮する」態度を獲得するかもしれない。さらに触発作用が強ければ、B の生き方全体に作用して、創発的な生き方全般を促すだろう。たとえば弱者に配慮することで「見かけ上の対称コミュニケーション」を実行するだけでなく、それをあたかも真実の対称コミュニケーションであるかの如くに運用することによって、相手の弱者を実際の対等者に成長させてしまうのである。仮想的対称コミュニケーションはそのように運用されることによって、真実の対称コミュニケーションを生み出すのである。この運用において、一方では弱者に対して成長促進的作用あるいは治療的作用がおこり、他方では対称コミュニケーション固有の働きとして、対話の場の規範を根拠づけていくのである。

さて、触発する他者は弱者でなければならないか、

という問いであるが、まず弱者性の中身をつまびらかにしなければならない。モスコヴィツシの言うところでは、この弱者は物理的には弱者そのものだが、精神的にはむしろ強者である。「堅固な少数派」といわれるように、深い影響力を持つ少数派は自分たちの見解表明において断固とした主張を貫くのでなければならない。さらには初期から一人二人の追従者を獲得していなければならない。(孤立してはならない。)

こうしてみると、モスコヴィツシの言う少数派は、弱者ではあるものの「無視を許さない」自己顕示性があり、この故にこそ、強者のほうは防衛的構えを取り去って、弱者の見解に注目、傾聴せざるを得ないのである。

触発する弱者の力の源が何であるのか。それは今見てきたように、弱いにもかかわらず相手の注意を引かないではない自己顕示性であった。現象学者の村上靖彦は、師のリシールの説だとしながら、それを「自己の視線を感じさせる力」だとした。<sup>7)</sup> 進化の過程において、猛禽類の視線を感受する能力を身に付けてしまった小動物に対して、自己の存在を視線として感じさせるのである。しかしこの場合、その視線の源が弱者である必要があるのか、逆に強者ではないのか、については定かではない。

村上の説では、触発する他者は逆に「強者の視線」になっているが、これがモスコヴィツシの説と矛盾しているのかどうかは慎重に検討しなければならない。

私の見るところでは、村上の言う視線の感受は対象との豊かなかわりの引き金になるのではなく、逆にその視線の主から身を隠して関係を断つ防衛的行動を引き出す。これは触発の逆だといわなければならない。これはモスコヴィツシの言う多数派影響あるいは強者の影響にびたりと重なる。強者の影響は、できるだけその影響を受けないようにという防衛的反応を相手に引き起こす。両者は全くの相似形である。

とすると私たちの注目すべきは厳密な意味での「触発する他者」であり、これは対象への豊かなかわりを生み出すのであって、かわりを遮断するのであってはならない。この点で、弱者性は重要な特性である。厳密に言えば、いましがた述べたのは、相手の非攻撃性が不可欠なことであって、必ずしも弱者である必要はなかった。弱者の攻撃は怖くないというだけの話である。「関係の断絶を引き起こさない自己顕示

性」が触発する他者の満たすべき条件である。

## 8 まとめ

この条件にびたりとあてはまるように思えるのが、「異文化の他者」である。ここで文化といているのは人間（集団）の行為様式のことである。行為様式は、物事の見方、感じ方、考え方、行動の仕方などのすべてを含んでいる。異文化の他者とは、自分とは行為様式の違っている人あるいは人々のことで、その異文化性が私たちの注意をひきつけるのである。

この異文化性が私たちに防衛的構えを取らせるか、それとも興味関心を掻き立てるかが、大きな分かれ目である。その他者の行為様式が私たちの生存にとって脅威である場合は防衛的反応が出るし、そうした脅威を感じさせず、しかもその新奇性が著しい場合には興味関心が掻き立てられよう。<sup>(8)</sup>

こうしてみていくと、強者—弱者の違いと脅威—新奇の違いとは大きく重なっているが、微妙なずれもある。強者の影響と脅威元の影響とはほぼ同一事を指しており、共に防衛的構えを引き出してしまふ。弱者の影響と新奇な行為様式の影響とはどうであろうか。弱者が新奇な行為をするとは限らない。弱者の行為が同情をひくのは、むしろそれが私たちの行為様式の幅の中に入っていて、理解可能だからである。ただし、幅の端のほうであることが肝要である。弱者であるにもかかわらず断固として自説を貫く強さを兼ねていたことを思い起こそう。この弱者の精神的強さは意外性に富んでおり、新奇性といってもよかろう。その故にこそ、私たちの注意を引くのである。「理解可能だが新奇であること」が、この触発する他者の行為様式の条件であると思われる。もちろん、生存に脅威を与えないことは大前提である。

以上からして、触発する他者としては、モスコヴィツシの言う少数派あるいは弱者も十分詳細な内容を持っているが、それは私たちの言う「脅威を与えない異文化の他者」の中に主要部分として含みこまれるものようである。この場合、重なってしまわない部分としては「対等に近い異文化の他者」がある。要するに私たちがモスコヴィツシの説に加えた修正は「新奇な他者は必ずしも弱者である必要はない」ということである。

ケアのかかわりや権力のかかわりに典型的なコミュニケーション能力の不対等が、いかなる意味を持つのかを検討してきた。この不対等・非対称がケアする側に不当な権力を与えてしまう場合を、ベイトソンの言う二重拘束の理論と事例で確認し、次にそのような不当な権力の発生を避ける手立てとしてハーバーマスの言う理想的発話状況の理論を参照した。

結論としては、不対等性・非対称性が直ちに非道徳性に結びつくわけではないこと、対等性・対称性が道徳規範の根拠付けに役立つ一方で、不対等性・非対称性における弱者からの呼びかけ、訴えかけが、強者の側における「想定対等・対称コミュニケーション」の行使を促し、これが弱者の側において表現と解釈の両面におけるコミュニケーション能力の成長を促すこと、またそうでなくとも強者の側の配慮行為を触発し続けることなどがある。

ケア活動に典型的とも言えるコミュニケーション能力の不対等・非対称において、下位者の側が持つ卓越性としての「触発する力」の源を求めて、それが弱者性よりも一般的な「脅威のない異文化の他者」性であることを導いた。ケア活動は行為者の人格の卓越性によるところが大きいとしても、更に根底的な条件としての「相手のケア行為を触発する作用」の存在が重要であること、これがとりあえずの結論である。この後者は、弱者の側の意思表現能力が脆弱な場合でも、二者の間に人間的などでも言うべきバランスのとれたコミュニケーションを出現せしめるのである。

## 注

- (1) Bateson, G *Steps to an Ecology of Mind*, The University of Chicago Press 1972, p.217 ベイトソン『精神の生態学』（佐藤良明訳）新思索社 2000年
- (2) I・カント「実践理性批判」（坂部恵・伊古田理訳）『カント全集7』岩波書店 2000年 350頁
- (3) J・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』（上）河上倫逸他訳 未来社 1985年。以前、ハーバーマスは *On systematically distorted communication*,

Inquiry, 13pp.205-18, 1970 において心的疾患患者のコミュニケーションを「システムティックに歪んだ」と認識しており、それは対人的呼応の力を欠いたものとみなされている。しかし後のコミュニケーション的行為の理論で補完されてみれば、われわれが行うような修正した解釈がハーバーマス理論の枠内で認めうると思われる。要するに心的疾患の患者も弱者の一形態とみなして、その呼びかける力に注目するということである。

- (4) 丸橋静香「K・O・アーベルの「共同責任」概念の教育学的意義—H・ヨナスの責任原理の影響の検討を通して—」2015 / 10 / 10 教育哲学会第 58 回大会資料、のちに若干の修正を経て『教育哲学研究』第 113 号 教育哲学会 2016 年 75-93 頁に掲載。
- (5) 「対称的な者の中でのコミュニケーションだと他者なしのモノログになりかねない」と言うとき、二つの意味合いを区別する必要があるだろう。一つは、両当事者の有する表現力及び解釈力が同じ規則、同じ構造でできている場合である。もう一つは、両者の持つコミュニケーション能力の対称性及び十全さがある決定された内実を指すものではなく、両者共にさらなる十全さへと進化発展の途上にあることを意味する場合である。モノログの危険性があるのは前者に限られる。そしてその「十全さ」あるいは「対称性」とは「固定性」に過ぎないのである。
- (6) S.Moscovici, *Psychologie social* puf 1984
- (7) 村上靖彦『自閉症の現象学』勁草書房 2008 年 39-45 頁
- (8) この点については拙著『共生社会への教育学』世織書房 2014 年 及び小坂井敏晶『異文化受容のパラドクス』朝日選書 1996 年 を参照されたい。